

(素案)

阿蘇市行政改革大綱

〔第1次〕



『緑いきづく火の神の里』

～豊かな自然と笑顔あふれる国際環境観光都市を目指して～

平成 年 月

阿 蘇 市

目 次

第 1 基本的な考え方

1 趣 旨	1
2 計画期間	1
3 基本方針	1
4 行財政改革の推進の方策	2
(1) 行政を評価する仕組みづくり	2
(2) 財政健全化の推進	2
(3) 職員の意識改革と職場の活性化	2
5 行政改革の重点事項	3

第 2 行政改革の推進事項

1 市民の行政参加と協働	3
(1) 市民参加制度の構築	3
(2) 情報公開の推進	4
(3) 協働参画社会の機能分担	4
2 行政サービスの向上	4
(1) 質の向上	4
(2) 次世代育成の支援	5
(3) 高齢社会対策の総合的な推進	5

3	効率的な行政運営の推進	5
	(1) 事務事業の整理統合	5
	(2) 民間委託の推進	6
	(3) 補助金等の適正化	6
	(4) 一部事務組合への負担金の見直し及び今後の組織のあり方	6
	(5) 効率的・効果的な施設運営	7
	(6) 電子自治体の推進	8
4	人事管理制度の確立	9
	(1) 時代に即応した組織・機構の構築	9
	(2) 定員管理の適正化	9
	(3) 人材育成の推進	10
5	財政の健全化	11
	(1) 経費の節減合理化と予算の厳正な執行	11
	(2) 財源の確保	11
	(3) 遊休市有地財産の有効活用、売却の推進	11
	(4) 定住化の促進	12
6	議会の機能強化と合理化	12
7	外郭団体等の経営健全化	12
	(1) 指定管理者制度の活用	13
	(2) 第三セクターの見直し	14
	(3) 公営企業の経営健全化	14

第1 基本的な考え方

1 趣旨

本市は、平成17年2月11日に一の宮町、阿蘇町及び波野村の2町1村が合併し、阿蘇市として誕生しました。

合併前の2町1村では、効率的な行財政運営に努め、行政サービスの向上に取り組んできたところであります。

しかしながら、少子高齢化の進行や情報化、国際化の進展、市民ニーズの高度化・多様化など、社会経済情勢が大きく変化する中で、今後、地方公共団体を取り巻く行財政環境がますます厳しい状況になることが予想され、また、地方分権が実行の段階となったことで、分権型社会の主役となる地方自治体は、自己決定、自己責任の範囲が拡大し、自らの決定と責任でまちづくりを進めることになり、市民と行政の役割分担が一層重要となります。

このような状況を踏まえ、行政サービスの向上と効率的・効果的な行財政運営システムを確立する指針として「阿蘇市行政改革大綱」を策定し、本市の将来像である **豊かな自然と笑顔あふれる国際環境観光都市**を目指して、積極的に行政改革を進めるものとします。

2 計画期間

本大綱の計画期間は、平成18年度から22年度までの5ヵ年間とします。

3 基本方針

長引く景気低迷の影響による税収の減少や、国の三位一体の改革*に伴い、国庫補助負担金や地方交付税の削減等により、合併したものの厳しい財政状況にある一方で、急速な少子高齢化・情報化等の進展や、多様化・高度化する住民ニーズ等により、新たな行政需要が今後ますます増加していくことが予想されます。

さらに、権限委譲により市町村が果たすべき役割と責任は増大しており、自己決定・自己責任が求められる分権型社会においては、真に自立できる足腰の強い行財政基盤を確立していかなければなりません。

このため、事務・事業の見直し、職員定数の削減、民間委託の推進等、行政のスリム化を図るとともに、あらゆる分野において発想の転換を図り、従来の考え方や仕事の進め方を根本的に見直し、コスト意識や経営感覚を取り入れた行財政運営を行います。

また、意欲あふれる職場の醸成、便利で分かりやすいサービスの提供、住民との協働*による行政運営の推進を図り、より効率的・効果的な住民サービスを提供できる行政システムの確立に向けて、行財政改革に取り組みます。

*三位一体の改革 / 地方の実情に応じた事業が自主的・自立的にできるように、地方への国の関与を廃止・縮減し、地方分権を推進する観点から、「国庫補助負担金の改革」、「国から地方への税源移譲」、「地方交付税の改革」の3つを一体的に行うもの。

*協働 / 市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。

4 行財政改革の推進の方策

(1) 行政を評価する仕組みづくり

限られた経営資源を最大限に活用し、施策の選択や重点化を図るため、成果重視の視点に基づき、市の施策や事務事業の効果、効率性等を客観的に評価する行政評価システム*を導入するとともに、評価の結果について市民に分かりやすく公表します。

(2) 財政健全化の推進

市税等の収入確保や使用料・手数料等の受益者負担の適正化、市有財産の有効活用等により自主財源の確保に努めるとともに、「歳入に見合った歳出」を基本として、内部管理経費の削減をはじめ、補助金等の見直しや公共工事コストの縮減を図るなど、財政の健全化を推進します。

(3) 職員の意識改革と職場の活性化

職員の資質の向上を図るとともに、職員の持つ能力と創造性が発揮でき、明確な目標と意欲を持って職務に取り組むことができるよう、職員の意識改革と職場の活性化を図ります。

*行政評価システム / 顧客（市民）ニーズに基づく行政サービスを効果的・効率的に提供するために、行政サービスの効果について目標を明確にして客観的な評価を行い、その評価結果に基づいた改善を、次の企画立案・実施に反映させる仕組みのこと。

5 行政改革の重点事項

- 1 市民の行政参加と協働
- 2 行政サービスの向上
- 3 効率的な行政運営の推進
- 4 人事管理制度の確立
- 5 財政の健全化
- 6 議会の機能強化と合理化
- 7 外郭団体等の経営健全化

第2 行政改革の推進事項

1 市民の行政参加と協働

現在の行政運営においては、市民の協力なしでは所期の目的を達成できないもの、いわゆる「公」と「私」をつなぐ「協働」の領域が拡大しています。

この協働によるまちづくりを推進するためには、行政が市民から信頼を受けていること、市民が市政の情報を的確に得ていることが不可欠であります。

今後は、市民と行政が目的を共有し、それぞれの特性を生かしながら、対等な立場で自主自立のまちづくりに取り組むことが必要です。そのために行政は、多くの行政情報の提供を行ない、情報の共有化を図るとともに、行政参加機会の創出を行い、市民との協働によるまちづくりの確立を目指します。

(1) 市民参加制度の構築

市政運営上の重要事項に係る意思決定について、行政からの情報提供にあわせて、市民からの意見を広く求めるパブリックコメント制度*等を充実させ、行政の公平性、透明性の向上に努め、市民の行政参加の推進を図ります。

*パブリックコメント制度 / 行政機関が市政運営上の重要事項に係る意思決定をする際に、素案の段階で公表し、事前に市民から意見や情報提供を求め、その後最終的な決定をする制度。

(2) 情報公開の推進

行政の諸活動を住民に説明する責務を果たしていくために、住民が必要とする情報を個人情報の保護に十分配慮しつつ、情報公開と説明責任の徹底に努めるとともに、広報誌、ホームページ等を活用し、適切に公開・提供することで、透明で開かれた行政運営を推進します。

また、住民の意見、要望を市政に反映させるために、「モニター制度」や「市長へのご意見箱の設置」等の広聴機能の充実を図り、住民参画・住民との協働体制を確立させ、住民との協働による行政運営を推進します。

(3) 協働参画社会の機能分担

市民の知恵と活力を地域に生かすため、自助、互助、公助の考え方を基本に、市民が自己の責任において分担すべき範囲、市民の自主的活動に委ねるべき範囲及び行政が分担すべき範囲を明確にし、自立を促すとともに、意識改革を行い、協働によるまちづくりを進めます。

2 行政サービスの向上

効率的な行政運営が求められている反面、合併による行政サービスの低下が懸念されています。広大な面積を有する本市において少子高齢化への対応や地域コミュニティの活性化が重要な問題となっています。

このため、利便性のある交通手段の構築に向けた取組みや窓口業務の延長の実施及び出張行政サービスを検討します。また、地域コミュニティが活性化するための環境整備の充実を図ります。

市のあるべき姿として、「財政が厳しいから何も出来ない」との閉塞感を打開し、財政は厳しくても知恵を出し、市民の負託にこたえ得る行政サービスの向上を目指します。

(1) 質の向上

地方分権の進展に伴い、今後の地方自治体は職員一人ひとりが、持てる力をどのように発揮するかで、行政サービスの質が決まる時代となります。限られた財源・人員の下で、行政でなければ行い得ない分野のサービスを最も効果的かつ効率的に提供できるよう自治体経営の質の向上を図ります。

(2) 次世代育成の支援

重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画として策定された次世代育成支援基本計画に基づき、家庭、地域、職場を総合的に捉えた少子化対策を推進し、人づくりがまちづくりの精神で、次世代が健全に育つ地域社会をつくることを目指します。

(3) 高齢社会対策の総合的な推進

誰もが安心して自立した老後を送ることができるよう、明るく活力ある高齢社会の実現に向け、高齢者が培った豊かな経験や知識・技能を生かした生きがいづくりと社会的活動への参加を促進し、自らの健康の保持増進と世代を越えたコミュニティの確立に向けた環境整備を図ります。

また、地域における保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を図りつつ適正な医療保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する体制の整備と適切な介護のサービスを受けることができる基盤の整備を推進します。

3 効率的な行政運営の推進

行政運営の目標は、「最少の経費で最大の効果」を上げることであり、行政サービスの質の向上を図るためには、事務事業の整理統合、効率化及び迅速化等の見直しを絶えず行う必要があります。

このため、全ての事務事業について、これまでの経緯にとらわれることなく、次の項目について重点的に取り組みます。

(1) 事務事業の整理統合

行政と市民の責任分野を改めて確認し、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保等を十分に考慮し、事務事業の整理、合理化を図ります。

既に、計画又は着手した事業等については、必要性、効果等を十分に勘案し、その実施、継続について再検討します。

高度化・多様化する市民ニーズ及び新たな行政課題を的確に把握し、地方自治体として実施すべき施策の選択と重点化を図ります。

市民へのサービス提供や施策の実施にあたっては、組織内の調整を行い、事務事業が総合的に実施できるよう調整します。

(2) 民間委託の推進

民間に委託することで、経費節減と行政サービスの向上が図れる事務事業については、行政運営の効率化と業務内容を分析しながら、積極的かつ計画的に民間委託を推進していきます。

(3) 補助金等の適正化

市単独の各種補助金等については、行政の責任分野及び経費負担のあり方並びに事業効果等を精査のうえ、行政評価システム等を活用し、一律カットによることなく補助金等総額の抑制に努めます。

また、公共性、公平性及び組織の育成に十分配慮しながら、補助期間の終期の明示を含め次の項目について重点的に見直しを行い、補助金等の適正化を図ります。

当初の事業目的を達成したもの

活動実績の少ないもの及び形骸化したもの

補助金額が事業費に占める割合が高いもの

補助金額が10万円以下のもの

費用対効果が小さく、廃止しても影響を及ぼさないもの

(4) 一部事務組合*への負担金の見直し及び今後の組織のあり方

市の財政運営を考える上では、年々膨大化する一部事務組合への負担金についても精査する必要があります。一部事務組合の事務事業全般の精査及び各種業務の更なる効率化・適正化を求めることにより、その負担金の縮減を求めます。併せて、合併後の市町村数に応じた負担割合についても再考を求めます。

また、権限移譲等による広域的な行政需要に適切・効率的に対応できるようにするため、広域連合化も含めた今後の組織のあり方について検討を求めます。

* 一部事務組合 / 普通地方公共団体の事務の一部を共同処理するため設置された、地方自治法上の特別地方公共団体。その運営経費は構成市町村の負担金で賄っており、阿蘇地域では消防・廃棄物処理・検診業務等を行っている。

(5) 効率的・効果的な施設運営

公の施設については、その設置目的や真に必要な施設数、管理運営状況など、そのあり方、管理運営方針等を検証し、地域性や市民の理解に十分配慮しつつ、市全域の広域的視点に立った効率的で、平等かつ充実した施設運営への改善を図ります。そのためには、施設の統廃合、民営化も視野に入れた検討が必要であります。

保育サービスの充実と施設運営の効率化

急速な少子化に伴う園児数の減少や施設の老朽化が進む中で、子育てを取り巻く環境は大きく変化しつつあり、豊かな感性を育む就学前教育・保育の充実及び環境整備が求められています。

そのため、時代の要請に応え得る保育内容の充実、サービスの提供、教育・保育内容の向上に取り組むとともに、施設整備を踏まえた統廃合を計画的に推進します。

老人ホームの再編整備

老人ホームについては、施設の老朽化や管理運営費の増嵩により、施設運営の見直しが求められています。利用者の人権擁護と国の制度改正の動向に十分配慮しつつ、サービスの向上と行政のスリム化を行ううえで、運営について検討していきます。

小・中学校の教育環境の充実と施設の再編

旧来からの小学校区は、スポーツや文化行事により交流を深めるなどのコミュニティの集合単位としての一面を持っています。しかしながら、合併による区域の拡大や児童・生徒数の減少により、これら歴史と文化に配慮しながらも見直しの時期が来ています。

このため、小・中学校の教育環境の充実や教育効果を考慮し、児童・生徒の安全確保を第一に考え、通学区域の見直し、学校規模の適正化、食育*に配慮した給食方式など市民（保護者）の理解と協力を得ながら、地域住民と十分な検討を行い、統廃合をも視野に入れた教育環境の整備を図ります。

*食育 / 心身の健康の基本となる、食生活に関する様々な教育を行うこと。

(6) 電子自治体の推進

電子自治体*の推進については、これまでも国が平成 13 年に決定した「e - Japan 戦略」*の重点施策に基づき、インターネットを活用した行政情報の提供、申請・届出などの手続きの電子化を図り、行政システムの簡素化・効率化、高度化等に取り組み、住民サービスの向上に努めてきました。

今後とも総合行政ネットワーク*、住民基本台帳ネットワーク*システムなどの基盤を活用し、情報セキュリティの確保に十分留意しながら、行政の情報化を推進し、推進に当たっては、市民が求める行政サービスを十分検証したうえで、情報システムの品質やコスト等に関し検討を行い、システム整備の適正化に努めます。

また、行政手続のオンライン*化や市民とのコミュニケーションをはじめとする真に必要な住民サービスの向上については、I T*の有効利用に積極的に取り組みながら、電子自治体の構築を図ります。

* 電子自治体 / 行政の事務や行政と地域住民との間の情報のやりとりを電子化しようとする
こと。インターネットなどを利用した行政と住民との情報交換、各種申請など
手続きの電子化、本庁舎と公共施設を情報ネットワークで結ぶこと等が挙げら
れる。

* e - Japan 戦略 / 内閣総理大臣を本部長とする I T 戦略本部が、平成 13 年 1 月に我が国が 5
年以内に世界最先端の I T 国家となることを目指し策定した I T 国家戦略。
同戦略の利用環境整備目標が達成されたこと等を踏まえ、平成 15 年 7 月に
は I T 利活用の推進を図る「e - Japan 戦略 II」が同本部において策定された。

* 総合行政ネットワーク / 地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネット
ワーク。「LGWAN (エルジーワン)」ともいう。

* 住民基本台帳ネットワーク / 各地方公共団体が管理する住民基本台帳を電子化し、コンピ
ュータネットワークを介して共有するシステム。

* オンライン / コンピュータで、端末の入出力装置などが通信回線を通じて中央の処理装置の
直接制御下に置かれている状態。

* I T / 「Information Technology」の略
コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。

4 人事管理制度の確立

(1) 時代に即応した組織・機構の構築

合併という大きな変革に際し、合併前の行政サービスを維持しながら社会経済情勢の変化や新たな行政課題に的確に対応し、早急に成果を挙げる必要があることから、事務組織・機構について、次の事項を基本に整備します。

市民にわかりやすい組織・機構

部制を導入し、横断的・スピーディーに対応できる組織・機構を整備します。

市民の声が届きやすい組織・機構

行政情報の積極的な公開と広報・広聴活動の充実により、市民の参画、協働を推進し、市民の声や地域の実情を市政に反映できる組織・機構を整備します。

環境問題に配慮した組織・機構

阿蘇の基本である、自然と共生する環境都市づくりを積極的に推進するため、環境問題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構を整備します。

地方分権社会に対応できる組織・機構

自己決定・自己責任の原則に基づいた市民に身近な行政を展開するため、柔軟かつ簡素で効率的な組織・機構の充実を図ります。

(2) 定員管理の適正化

市民ニーズが高度化・多様化する中で、益々厳しさを増す財政状況を踏まえ、合併によるスケールメリット^{*}を活かした職員の配置や事務処理システムの改善、民間委託や指定管理者制度の積極的な活用で、社会経済情勢の変化に即応した組織・機構を構築し、事務事業に見合った定員管理を推進します。

地方分権の進展に伴い、新規の行政需要及び事務量の増大に対して、職員の配置転換やスクラップ・アンド・ビルド^{*}を基本に定員の抑制に努め、行政サービスの低下を招かないよう、定員適正化計画を策定し、事務事業に応じた適正な職員数を確保します。

ただし、現在、55～57歳の年代（いわゆる「団塊の世代」）の職員の大量退職等の事由により年度間の退職者数にばらつきが生じるため、新規採用者数を

各年度で平準化するなど慎重な取扱いが必要となります。

*スケールメリット/規模を大きくすることで得られる効果・利益。

*スクラップ・アンド・ビルド/組織機構は放置すれば肥大化するとされており、極力これを抑制しなければならないが、同時に新規の需要に行政は対応する必要がある。そこで組織を新設(ビルド)する場合には、既存の組織を統廃合(スクラップ)し、全体として行政機構の肥大化を防ごうとする方式。

〔一般的なスクラップの対象〕

- ・費用対効果の薄いもので、必要度・優先度の低いもの
- ・施策の目的が達成されたもので、社会的・経済的に実情にそぐわないもの
- ・民間委託・嘱託化・電算化によりコスト削減が見込まれるもの
- ・零細補助金

(3) 人材育成の推進

行政改革を確実に実行していくためには、職員が自己の仕事に意欲と誇りを持ち、高度化・多様化する市民ニーズを先取りし、自ら考えて実行に移すことができる意欲的・行動的で市民の期待と要望に応えられる職員の育成が不可欠であります。

そのため、迅速かつ有効的に人材育成を推進するために、人材育成基本方針を制定し、職員の能力開発を効果的に推進します。

5 財政の健全化

社会経済動向等を的確に見極めながら、新市まちづくり計画を確実に実行していくために、中長期の財政計画を常に見直しながら、限られた財源の中で、効率的、効果的な事業の実施を図り、堅実な財政運営に努めます。

(1) 経費の節減合理化と予算の厳正な執行

経費全般について、事業の必要性、緊急性、投資効果などの徹底的な見直しを行い、その節減合理化を図り、予算の厳正な執行を図るように努めます。

なお、新市まちづくり計画の大型プロジェクトの実施に当たっては、社会経済情勢や財政状況を踏まえ、緊急性、重要性、必要性、事業効果、維持管理など多くの観点から検討し、取り組むこととします。

(2) 財源の確保

市税等収納率の向上

市民負担の公平性の確保などの観点から、市税や介護保険料、市営住宅使用料等の収納率の向上対策や滞納整理について、徴収体制の強化や納付機会の拡大等を図りながら、積極的に推進します。

産業振興と企業誘致

地場産業の振興や企業誘致は、新たな雇用機会の創出や消費の拡大等、地域経済に大きな活力をもたらすため、積極的に推進します。

使用料・手数料の適正化

使用料、手数料については、受益者負担の原則の下に、適正な水準に改定を行います。

(3) 遊休市有地財産の有効活用、売却の推進

市の所有する土地や施設は、市民全体の財産であり、適正な維持管理が必要です。

一方、未利用となっているものについては、公共施設の適正配置やまちづくりなど幅広い観点から活用策を検討するとともに、活用の見込みのないものについては、宅地分譲も視野に入れて、積極的に売却します。

(4) 定住化の促進

財源の確保を図るうえでは、人口減少に歯止めを掛けることが重要です。そのために、公営住宅の新築・改築及び市有地の宅地分譲等も視野に入れて、定住化の促進を図ります。

6 議会の機能強化と合理化

地方分権の進展に伴い、地方議会の果たすべき役割はますます重要になっています。

合併の在任特例が平成19年2月10日に満了を迎え、法定数の上限において、議会として執行部に対する監視機能、政策立案機能の充実を図るとともに、議会の情報を積極的に公開して住民に対する説明責任を果たすことが求められています。この要請に応え、市民の信頼と負託に応えていくため、機能強化に取り組んでいかなければなりません。市民の声と行政改革の趣旨を踏まえ、また、他の自治体の状況を踏まえて、議員定数の削減等、より一層の合理化が図られるよう、責任ある議決機関であることの自覚と議会の自主的な取り組みを期待します。

7 外郭団体等の経営健全化

外郭団体は、市から財政的援助や人的支援を受け、市民福祉の向上や地域の活性化等を目的として、その専門性を活かしながら、市で直接事業を実施するよりも効率的・効果的に事業を推進し、市民サービスの向上を図るために設立された行政の補完的・代行的団体であります。

設立の目的・経緯を踏まえて、団体の自主自立、経営健全化に積極的に取り組みます。

(1) 指定管理者制度の活用

平成18年9月に指定管理者制度*が施行されましたが、現在直営で管理しているものを含め、全ての公の施設*について、行政としての関与の必要性や存続すべきか廃止すべきかなどを検討し、存続の場合は、「公の施設の設置目的が効果的に達成できる」ことを前提として、前例踏襲や形式だけとならない真の指定管理者制度の運用を図り、サービスの向上に努めます。

また、直営又は業務の一部委託を継続することで利便性の高いサービスが提供できる場合においても、指定管理者制度の趣旨に則り安定的、効率的な管理運営を図ります。

* 指定管理者制度 / 公共的団体（農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の構成社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むもの）に限られていた公の施設の管理運営主体が、民間事業者にも管理運営を委ねることができるようになったもの。

* 公の施設 / 住民福祉の増進を目的とし、住民の利用に供する地方公共団体が設ける施設で、図書館や公民館などをいう。

（２）第三セクターの見直し

第三セクター*の位置づけは、経済的な効果と公共の福祉とに大きく分けられます。その必要性としては、雇用の場の創出や安価で安定したサービスの提供、地域活性化の拠点など幅広く地域に貢献しているところであります。

しかし、地方自治体における財政状況が一段と厳しさを増す中で、第三セクターを取り巻く状況もバブル崩壊後経済環境の変化に伴い、経営状況が深刻化するなど一段と厳しさを増しています。

こうした状況を踏まえ、第三セクターの管理・運営については、指定管理者制度も考慮し、管内7社の第三セクターについて、必要に応じて事業、組織、財政等から徹底した調査分析を行い、第三セクターの経営改善を一層推進します。

【管内の第三セクターの状況】

名 称	設 立	出資金 (千円)	市の出資率 (%)	備 考
有限会社神楽苑	H9.5.26	9,500	94.7%	
東阿蘇観光開発株式会社	S61.8.16	110,000	45.5%	
財団法人阿蘇勤労者いこいの村	S59.1.18	4,000	100%	
財団法人阿蘇グリーンストック	H7.4.3	155,000	32.3%	
財団法人阿蘇市地域振興公社	H1.8.1	30,000	100%	
株式会社阿蘇アグリスクエア	H10.12.17	11,500	65.2%	
株式会社まちづくり阿蘇一の宮	H13.10.1	2,500	18.86%	

* 第三セクター / 国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体。本来、国や地方公共団体が行うべき業務を、民間の資金と能力を導入して共同で行おうとするもの。

(3) 公営企業の経営健全化

公営企業については、独立採算を基本とし、指定管理者制度、PFI*事業、業務委託等の民間的経営手法の導入を検討し、サービスの向上を図ります。

国民健康保険阿蘇中央病院

阿蘇中央病院については、施設の老朽化や人件費・管理運営費の増嵩により、施設運営の見直しが求められています。住民のニーズや民間病院との機能分担を管内医師会とも十分に協議し、地域医療の中核病院としての役割を果たすべく、経営改善検討委員会（仮称）を設置し早急に検討します。

水道事業

水道事業については、積極的な設備投資により、施設全般の近代化を図り、維持管理業務の民間委託を拡大することにより職員の定員を減らしながら、経費削減と料金の見直し及び収益率の向上を目指します。

下水道事業

下水道事業については、清潔で快適な生活環境の確保及び水質保全の観点から整備を拡大する必要がありますが、一般財源の負担が大きいため加入率の促進を図りながら、費用対効果を十分考慮のうえ整備を拡大し、機械の老朽化については、その延命化を図り計画的に近代的な改築・更新を行い業務量の低下による経費削減と加入率の向上による使用料収入を確保し、経営健全化を目指します。

阿蘇山観光事業

阿蘇山観光事業については、阿蘇市の観光の中心である阿蘇山上の観光振興を図るため、資産を有効活用し、経営基盤の強化に努めます。

- ・阿蘇山上観光の安全性向上対策
- ・現在休止中である阿蘇山スキー場の有効活用（スキー場に拘らない）
- ・施設使用料の見直し

* PFI / Private Finance Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアチブ) の略。

これまで国や地方公共団体が行ってきた公共施設の建設・維持管理や公共サービスの提供等を民間の資金、経営能力・技術能力を活用して行う方法。効率的・効果的なサービスの提供、事業コストの削減などの面で期待されている。